

# 一般社団法人日本ゴールボール協会 ハラスメントの防止に関する規程

## (目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本ゴールボール協会（以下「協会」という。）におけるハラスメントの防止のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義及び対象範囲)

第2条 この規定において、ハラスメントに関する定義は次の各号のとおりとする。

### (1) セクシュアルハラスメント

- ①他の者を不快にさせる指導現場などにおける性的な言動
- ②会員が他の会員を不快にさせる指導現場以外における性的な言動

### (2) パワーハラスメント

- ①指導現場などにおける地位や権限など相手に対しての何らかの優位性を発揮できる力を用いて、継続的又は断続的に人格と尊厳を侵害する行動を行うこと。

### (3) ハラスメントに起因する問題とは、次のものをいう。

- ①ハラスメントのため会員の活動環境が害されること。
- ②ハラスメントへの対応に起因して、会員がその活動条件につき不利益を受けること。

### (4) ハラスメントの対象範囲は、次のものをいう。

- ①対象範囲は会員に限らず、選手、サポートスタッフ、ボランティアの他、当協会事業に係る者全員（以下関係者）とする。
- ②指導現場のみならず会務を遂行するすべての場所をいう。

## (会長の責務)

第3条 会長は、関係者がその能率を十分に発揮できるような活動環境を確保するためハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

会長は、ハラスメントに関する相談及び苦情の申出（以下「相談・苦情」という。）、相談・苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに対する関係者の対応に起因して、当該関係者が活動現場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

## (研修等)

第4条 会長は、ハラスメントの防止を図るため、関係者に対し必要な研修等を実施しなければならない。

## (相談窓口の設置)

第5条 関係者から相談・苦情を受け、事実関係を調査し、必要な措置を行うため、担当理事を協会のハラスメント相談窓口（以下「協会窓口」という。）とする。  
会長は、協会事務局及び指導現場にハラスメント相談員（以下「相談員」とい

う。)を置く。

(相談員の選任)

第6条 会長は、次により相談員を選任する。

- (1) 相談員は、協会役員及び運営委員より選任する。
- (2) 相談員は、男女各1名ずつを選任する。

(相談員の職務)

第7条 相談員は、ハラスメントに関する事案(以下「事案」という。)について、関係者から相談・苦情を受け、当該者に対し適切な指導・助言を行う。

相談員は、必要に応じて、ハラスメントを受けた関係者(以下「被害者」という)、ハラスメントを行ったとされる関係者から事情聴取を行うことができる。

相談員は、会員から相談・苦情を受けた場合は、必要に応じて協会窓口へ報告するか、解決できる事案について迅速かつ適切な措置を講じる。

(相談・苦情の申出)

第8条 相談・苦情の申出は、被害者に限らず、すべての関係者が、協会窓口、相談員等に対しても行うことができる。

申出の方法は、本人が直接面談、電話又は文書により申し出ることとする。

(プライバシーの保護等)

第9条 相談員は、相談・苦情に対応するに当たって、関係者のプライバシーに十分配慮し知り得た秘密は厳守しなければならない。

(事実関係の調査)

第10条 協会窓口は、相談員等から事案の報告を受けたとき、又は関係者ら直接相談・苦情を受けたときは、事実関係を明らかにするため、速やかに必要な調査を行わなければならない。

当該事案の関係者は、協会窓口の調査に協力しなければならない。

(諮問機関)

第11条 協会は、事実の認定、証拠の確認、制裁事項の適用に関する諮問機関として「懲罰委員会」を置くことができる。

(措置の決定)

第12条 協会は、公正な調査の結果ハラスメントの事実が確認された場合、必要に応じて、次に掲げるもとの他の措置を講じる。

- (1) 被害者と加害者との関係の改善に向けての支援
- (2) 被害者の立場上の不利益の回復

(第三者委員会の設置)

第13条 協会は、本規定に対し、弁護士を中心とした学識経験者による第三者委員会を招集し、判断を仰ぐことができる。

(その他)

第14条 この規定に定めるもののほか、この規定を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規定は、令和2年8月2日から施行する。

別紙

一般社団法人日本ゴールボール協会  
ハラスメント相談窓口、相談員等

1 ハラスメント相談窓口等

相談窓口・・・・・・・・・・・・ 協会理事

2 ハラスメント相談員

理 事

運営委員

運営委員